

住宅をお持ちの皆様へ

住まいの将来 考えてみませんか？

空き家は個人の財産です!!

空き家を適切に管理せずに放置し、
通行人にけがをさせたり隣の家に被害が出たりすると…

所有者の責任を問われます!!



将来に備えるための
「終活ノート」があります！
ダウンロードはこちら▶



POINT
①

空き家になる前に 早めの備えを!

将来の相続などに備え、住宅を誰が引き継ぐかなど、
所有者と親族とで話し合っておきましょう。

POINT
②

空き家になったら 早めの決断を!

人が住まなくなると住宅の傷みは思ったより早く進みます。
近隣の皆様にご迷惑をおかけする前に、
適切な管理や売却・賃貸、解体など早めに対応しましょう。

まずはご相談ください!!
北九州市が問題解決に向けて
お手伝いします。

空き家相談窓口

● 空き家相談 [各区役所総務企画課] (小倉南区はコミュニティ支援課)

ご近所に、適切に管理されていない空き家が
あってお困りの場合はご相談ください。

門司区 ☎093-331-0001 八幡東区 ☎093-671-1459
小倉北区 ☎093-582-3301 八幡西区 ☎093-642-1442
小倉南区 ☎093-951-0201 戸畑区 ☎093-871-3600
若松区 ☎093-761-4045

● 空き家の総合相談 [空き家活用推進課] ☎093-582-2777

空き家に関する様々な相談を受け付けています。
また、相続や売買、解体などの専門的な相談については、下記の団体を紹介します。

北九州市と協定締結した専門家団体

福岡県司法書士会	公益社団法人 福岡県宅建物取引業協会	公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部
福岡県土地家屋調査士会	公益社団法人 福岡県不動産鑑定士協会	一般社団法人 福岡県解体工事業協会北九州支部

空家法の改正により所有者の責務が強化されました!

良

空き家の状態

悪

適切に管理されている空き家



管理不全空家

窓や壁が破損
しているなど、
管理が不十分な
状態。



特定空家

そのまま放置すると
倒壊等のおそれ
がある状態。



令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。

周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」に加え、放置すれば「特定空家」になるおそれのある「管理不全空家」も、
市からの指導に従わず勧告を受けてしまうと、その土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が受けられなくなり
ます。

1 管理してほしい 空き家管理サービス事業者紹介

長期不在の留守宅や空き家を所有している方などに、空き家の管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する制度です。管理サービスには、家屋の点検や風通し、郵便物の確認や除草などがあります。

2 売却・賃貸したい 空き家バンク

「空き家を売却・賃貸したい方」から空き家の情報を登録してもらい、市が「売買や賃貸の仲介をしたい不動産事業者」を募って引き合わせを行う制度です。

市に登録している不動産事業者が、売買等の契約に関する仲介を行うので安心です。



3 活用してほしい 空き家を活かす地域共生マッチング事業

空き家を活かして地域と共生する取り組みをする活用希望者と、その趣旨に賛同した空き家所有者とのマッチングを行う制度です。

4 活用したい 空き家リノベーション促進事業

上限30万円/戸(補助率1/3)

空き家の取得者を対象に、住宅の脱炭素化に資するリノベーション費用の一部を補助する制度です。(空き家の耐震性や対象世帯などの一定の要件があります。)



5 解体したい 老朽空き家等除却促進事業

上限30万円/棟(補助率1/3)

倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、老朽化した空き家等の除却費用の一部を補助する制度です。(昭和56年5月以前に建築された空き家などの一定の要件があります。)

6 地震に備えたい 住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

木造住宅の耐震改修の場合：上限100万円/戸(補助率4/5)

耐震改修と合わせて省エネ改修の場合：上限25万円/戸(補助率1/4)

木造住宅やマンション、特定建築物の耐震化等に要する費用の一部を補助する制度です。(建築物の耐震性や建築年月日等の一定の要件があります。)

※特定建築物に対する補助制度は令和7年度で終了予定です。

(特定建築物とは、事務所やホテル、工場等のうち一定規模以上のものです。)

解体工事の場合：上限30万円/戸(補助率23%)

お住まいの木造住宅の建て替え等に伴う解体工事に要する費用の一部を補助する制度です。(住宅の耐震性や建築年月日等の一定の要件があります。)

ブロック塀等の解体工事の場合：上限15万円/戸

危険なブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助する制度です。(道路に面する等の一定の要件があります。)



お問い合わせ窓口

併用が可能な
事業もあります。
各窓口でご相談
ください。



都市戦略局 空き家活用推進課
093-582-2777



都市戦略局 建築指導課
093-582-2531



福岡県空き家活用 サポートセンター

空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ
専門相談員が、空き家や将来空き家になり
そうな住宅を今後どうすればいいか、丁寧に
相談に応じる公的機関です。

